

嶺南広域行政組合事務局処務規程

平成 9 年 7 月 1 日

訓 令 第 3 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 嶺南広域行政組合事務局（以下「事務局」という。）の職員の服務及び事務処理については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(職員の服務等)

第 2 条 事務局の職員の服務、公文例式、文書の処理及びその他の事務の処理については、管理者の属する市町の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日訓令第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。